

北海道カーリング協会規約

第1章 総 則

- (名称)
第1条 この協会は北海道カーリング協会といい、英文名はThe Hokkaido Curling Association (略称 H. C. A.) とする。
- (事務局)
第2条 この協会は、事務局を北海道札幌市内におく。

第2章 目的および事業

- (目的)
第3条 この協会は、北海道におけるカーリング界を統轄し代表する団体として、北海道の冬季スポーツの振興を期してカーリングを普及させ、道民の心身の健全な発達に寄与するとともに、カーリングを通じて北方圏のスポーツ交流をはかることを目的とする。
- (事業)
第4条 この協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) (公社) 日本カーリング協会に対し、北海道を代表する行為
(2) 北海道所在のカーリング団体ならびにその行事の指導および連絡調整
(3) 北海道選手権大会、その他競技会の開催もしくは後援
(4) カーリング技術の向上ならびに指導者の養成
(5) 北方圏はじめ海外カーリング団体との交流
(6) カーリングに関する資料・情報の収集および提供
(7) その他、目的達成のために必要な事項

第3章 加入団体

- (加入団体)
第5条 北海道内の市町村・地域において、カーリング競技を統轄する協会及び車椅子カーリングを統括する協会（以下加入地方協会等という）をもって加入団体とする。
- 第5条の2 北海道カーリング協会の目的及び事業に賛同する法人及び団体は、別に定める賛助会費を納入し、賛助会員となることができる。
- (加 入)
第6条 この協会への加入は、所定の加入手続きによる。
2. 加入は理事会の承認による。
- (資格の喪失)
第7条 この協会の加入団体は、次の事由によりその資格を喪失する。
(1) 脱会
(2) 加入団体の解散
(3) 除名

(脱会)
第8条 この協会の加入団体が脱会しようとするときは、その理由を付して脱会届を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(除名)
第9条 この協会の加入団体が次の各号の一に該当するときは、総会の3分の2以上の同意を経て、これを除名することができる。
(1) この協会の加入団体としての義務に違反したとき
(2) この協会の名誉を傷つけ、またはこの協会の目的に違反する行為のあったとき

(負担金)
第10条 この協会の加入団体は、別に定める負担金を毎年納めなければならない。
2、 既納の負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(競技者の登録)
第11条 加入地方協会等は、その所属する競技者を毎年登録しなければならない。
2、 加入地方協会は前頁の登録に関し、別に定める登録料を登録と同時に納めなければならない。
3、 登録規定及び競技者規定は別に定める。

第4章 役員

(役員)
第12条 この協会の役員は協会個人登録会員とし、次の役員をおく。
(1) 理事16名(会長1名、副会長若干名、専務理事1名を含む)
(2) 監事2名

(役員を選任)
第13条 役員は次のとおり推薦し、総会の議決によって選任する。
(1) 地区ブロック内より選ばれた推薦委員の役員推薦会議により推薦される者。
2、 役員を選任に関する議案は会長がこれを総会に提出する。
(1) 会長が役員を選任に関する議案を提出するには、推薦会議において推薦された者を候補者として議案を作成する。
(2) 前項の推薦会議は、付属書役員選任実施規程に基づき、別表1により選ばれた委員をもって構成する。
3、 会長・副会長・専務理事は理事の互選により定める。

(役員職務)
第14条 会長は、この協会を代表し、会務を統轄する。
2、 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。
3、 専務理事は会務を処理する。
4、 理事は理事会を組織してこの協会の業務を議決し、執行する。
会長・副会長を除く全理事は、原則として各委員会のいずれかを担当し、各委員長(1名)も担うこととする。
5、 監事は会務を監査する。

(役員任期)

- 第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2、補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の在任期間とする。
 - 3、役員はその任期満了後も、後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(名誉会長および顧問)

- 第16条 この協会に名誉会長1名、顧問若干名をおくことができる。
- 2、名誉会長・顧問は、理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。
 - 3、名誉会長・顧問は、会長および理事会の諮問に応じ意見を述べる。

第5章 会 議

(総会の招集等)

- 第17条 総会は通常総会および臨時総会とし、会長が招集する。
- 2、通常総会は年1回開催する。
 - 3、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または加入団体の3分の1以上から求めがあったとき開催する。
 - 4、総会の議長は会長が務め、会長に事故あるときは副会長または専務理事が代行する。

(総会の定足数等)

- 第18条 総会の出席者は加入団体の代表各1名とし、総会はその過半数の出席をもって成立する。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者または他の出席者に議決権を委任した場合は、出席したものとみなす。
- 2、総会の議事はこの規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総 会)

- 第19条 総会は次の事項を審議決定する。
- (1) 事業計画および収支予算に関する事項
 - (2) 事業報告および収支決算に関する事項
 - (3) その他、この協会の運営に関する重要な事項

(理事会の招集等)

- 第20条 理事会は会長が招集する。
- 2、理事会は会長が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上から求めがあったとき開催する。
 - 3、理事会の議長は、第17条第4項を準用する。

(理事会の定足数等)

- 第21条 理事会の定足数および理事会の議決は、第18条を準用する。

(理事会)

- 第22条 理事会は次の事項を審議決定する。
- (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会が議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他、会務の執行に関する事項

(議事録)

第23条 会議については、議事録を作成し、議長および出席者代表2名が署名押印のうえ、これを保存する。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第24条 この協会の業務の円滑な運営を図るために、次の委員会をおく。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 指導普及委員会
- (4) 強化委員会
- (5) 医科学委員会

2、前項に定める各委員会のほか、理事会は必要に応じ委員会をおくことができる。

(委員会の任務)

第25条 各委員会はそれぞれ扱う事項について審議し、理事会で議決された事項を執行する。

2、各委員会の運営ならびに扱う事項については別に定める。

第7章 会 計

(経費)

第26条 この協会の経費は、次の収入でまかなう。

- (1) 会 費
- (2) 寄付金および助成金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(事業計画及び収支決算)

第27条 この協会の事業計画及び収支決算については毎事業年度開始の前日までに作成し、理事会の議決を経て、総会に報告するものとする。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第28条 この協会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会及び総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第29条 この協会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌4月30日に終わる。

第8章 事務局

(事務局)

- 第30条 この協会の事務を処理するため事務局をおく
- 1、事務局に事務局長・事務局次長をおき、会長が任命する。
 - 2、事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

第9章 規約の変更

(規約の変更)

- 第31条 この規約の変更は、総会において加入団体の3分の2以上の議決による。

第10章 補 足

- 第32条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については理事会に諮り、会長が別に定める。

付 則

- 1、この規約第13条にいう地区ブロックは次のとおりとする。

道 南 ブロック	渡島管内、桧山管内、胆振管内、日高管内地区
道 央 ブロック	石狩管内、後志管内、空知管内、 上川管内（南富良野町に限る）地区
道 北 ブロック	上川管内（南富良野町を除く）、留萌管内、宗谷管内地区
オホーツク ブロック	オホーツク管内地区
道 東 ブロック	十勝管内、釧路管内、根室管内地区

- 2、
- (1) この規約は、昭和56年2月の設立総会で議決し、同年4月1日から施行する。
 - (2) この規約の一部改正は昭和58年7月16日および昭和61年6月20日の通常総会ならびに昭和61年10月20日の臨時総会で議決し、即日施行する。
 - (3) 規約一部改正 平成元年6月8日
規約一部改正 平成8年7月20日
規約一部改正 平成10年7月18日
規約一部改正 平成12年7月15日
規約一部改正 平成14年6月29日
規約一部改正 平成15年6月28日
規約一部改正 平成17年7月2日

規約一部改正	平成22年6月26日
規約一部改正	平成24年6月23日
規約一部改正	平成29年7月29日
規約一部改正	令和4年6月18日